

## 2023年度

### 札幌市への「精神障がい者福祉に関する要望書」の提出と回答

1. 現行の重度心身障害者医療費助成制度では、精神保健福祉手帳 1 級の方が精神疾患以外の病気やケガで入院した場合、入院医療費が助成されません。身体・知的障がいと同様に助成の対象となるようお願い致します。

(回答)

ご要望いただいた精神保健福祉手帳1級の方の医療費につきましては、令和6年8月から入院も助成の対象といたします。なお、新しい受給者証は令和6年7月にお送りいたします。

保) 保険医療部

2. 精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級所持者が精神科以外の他科にかかる場合の医療費についても自立支援医療費と同等の負担で受診できるようお願い致します。

(理由)

要望書 1 番目の重度心身障害者医療費助成制度と重なるところですが、他科の医療費については当事者や家族にとって経済的に大きな負担になっている声は現在も多く届いています。精神障がい者は強い薬を 長期にわたって服用することによる副作用もあり、他科を受診することも多くなります。一方で体調が不安 定になりやすく一般就労並みの安定した就労を継続することは難しく、身体・知的障がい者に比して収入は大変厳しい状況におかれています。障害者差別解消法の観点においても、経済的負担を少しでも軽減できるよう他科の受診医療費も自立支援医療費と同等の負担で受診できるよう、今年度も継続し助成制度の充実の実現を求めてまいります。

(回答)

重度心身障がい者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳 2 級及び 3 級所持者にも拡大すべき、とのご要望としてご回答いたします。

医療費助成制度には子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障がい者医療費助成の 3 つの制度があり、令和 5 年度予算には、これら 3 つの制度合わせておよそ 90 億円を計上いたしました。今般、さらに 20 億円の財源を確保し、令和 6 年度以降、順次 3 つの制度それぞれについて、対象を拡大していくこととしています。

ご要望については、自立支援医療との関係や他の政令指定都市の状況、3 つの医療費助成制度間のバランス、さらなる対象拡大をした場合の制度の持続可能性などを勘案すると、慎重に検討すべきものと考えております。

保) 保険医療部

3. 精神障害者保健福祉手帳 1.2 級の方は、65 歳から申請により加入できる「後期高齢者医療制度」についての周知を積極的にしていただけますようお願いいたします。

(理由)

精神障害者保健福祉手帳 1. 2 級をお持ちの 65 歳以上の方は、申請し認定されると「後期高齢者医療制度」が適用になりますが、適用になることを知らずに何年も従来の医療費の負担をしている方がいるとの声が届きます。

手帳交付の際には、お知らせなど案内文を同封しているとお聞きしますが、対象の年齢になっていない方にとっては見落としがちです。3 割負担が 1 割負担に軽減できることであり、65 才になる直前に再度、より親切な方法で申請についてのご案内が届くよう、工夫した周知方法を希望します。

(回答)

「後期高齢者医療制度」については、障害者手帳の交付時に案内文書を同封するなど周知に努めてきたところです。しかしながら、案内文書を受けた方の中には、様々な事情により、その内容を十分に理解することが難しく、申請手続きに至らない方もいるのではないかと考えております。このため、市内の精神科医療機関に対し、「後期高齢者医療制度」の申請に関して、適宜、窓口にて個別にご案内していただけるよう協力を依頼してまいりたいと考えます。

保) 障がい保健福祉部 保) 保険医療部

**4. 各区の精神保健福祉相談員には、精神保健福祉士など有資格者を配置し、専門性のある対応ができる体制を整えてください。また当事者と家族が孤立しないよう、より専門性の高い対応でこれまで以上に訪問介入を実施していただきますようお願い致します。**

(理由)

昨年のご回答では、各区の精神保健福祉相談員について、保健福祉に関する知識や経験などを有した職員が配置されており、研修などを実施することで専門性の向上を図り、関係部署等との連携についても対応している。訪問介入に関しても引き続き必要に応じて行っていただけるとのご返答には大変心強く感謝しております。

家族会からも精神保健福祉相談員さんへの相談をご案内することがありますが、親切、丁寧にお話を聞いてくれたとの声が届いております。しかし区によって「本人が来てくれればお話を聴きます」との対応もまだあり、親切度が区によって違うと感じることもあります。精神疾患の子どもを持つ親が、区の精神保健福祉相談員へ相談するまでには悩みながら時間を重ねていることも多く、家族だけでは解決しないので、第三者の介入を希望していることが多いと思います。勇気をもって相談しても、「本人が来てくれれば」と返答されると家族は「本人」を説得できず途方に暮れてしまいます。家族が途方にくれ相談をあきらめないためにも、どの区に相談しても相談員によって対応の差がなく親身になり寄り添った相談が受けられることをお願いいたします。また、精神障がい者が地域で安心して生活するためには、多くの理解者によるアウトリーチ(訪問)の支援が必要です。精神保健福祉相談員が病院や相談支援事業所等との連携を強化し訪問による支援にさらに力を入れていただけますようお願い致します。今後も訪問指導等による必要な対応を通して、ご本人やご家族の気持ちに寄り添った丁寧で専門性の高い相談対応ができるように、努めていただけることを継続してお願いいたします。

(回答)

各区の精神保健福祉相談員につきまして、相談対応における傾聴や受容といった専門技術などの醸成を目的に、各種研修を実施してきたほか、相談対応に一層注力できるよう、一部区における人人体制の強化も図ってきたところです。引き続き、研修の内容を充実するほか、業務体制の見直しの必要性を精査することで、御本人や御家族に寄り添った相談対応の実践を推し進めてまいりたいと考えております。

また、今後も関係機関との連携を図りつつ、御本人や御家族の御理解・御協力のもと、必要に応じて訪問による支援を行ってまいります。貴団体におかれましては、御本人及び御家族に対して、精神保健福祉 相談員を適宜御案内いただくとともに、今後も御協力のほどお願い申し上げます。

保) 障がい保健福祉部

**5. 障がい者相談支援事業所の増設または、事業所の人員の増員をお願い致します。**

(理由)

令和2年度、令和3年度～令和4年度、さらに令和5年度にも相談員が増員され相談支援体制の充実を図っていただいておりますこと感謝申し上げます。しかし昨年同様、札家連にはま

だ相談事業所に相談をしたくても相談までに「1ヶ月はかかる・予約待ち」「留守電にメッセージを入れたが返信がない」「自分は軽いほうだから相談員さんとはほとんど話せない」と引続き当事者や家族から声が届きます。日常の困りごとの対応は受けてくれず、「相談できる人がいないので相談場所はないか」と困って家族会に相談してくる方はまだいらっしゃいます。相談事業所の相談員さんは、日々の相談に追われマンパワーが不足していることを実感します。また相談員の賃金の低さは精神的、身体的にも負担になり、良い人材確保ができない現状があるのではないのでしょうか。引き続き、相談支援事業所の増設、事業所のスタッフの増員、賃金対応また日常の生活の困りごとなども気軽に相談できる場所など、相談支援体制の充実をお願い致します。

(回答)

相談支援事業所の相談員については、相談件数の増加などに対応するため、障がい者相談支援事業所のうち特に相談件数の多い事業所に、平成26年度から令和元年度までに合わせて12名の増員を行っております。さらに、令和2年度に4名、令和3年度～令和5年度は各年度2名ずつ増員し、計22名の増員を行っております。

現在策定を進めている第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023においても、引き続き相談員の増員を予定しており、相談員の処遇改善等を図るため、障がい者相談支援事業所への委託料に新たな加算を創設することも予定しております。

今後も相談支援体制の充実に努めてまいります

保) 障がい保健福祉部

## 6. 障害者差別の解消を進めていく上で望ましいのは、小さいころから理解を深めてもらう啓発活動であります。今年も引き続き教職員の研修等に尽力いただけますようお願い致します。

(理由)

昨年のご回答で札幌市では、各学校において、学習指導要綱に基づき、人権や福祉をめぐる問題に気付き、課題解決に向けて取り組もうとする学習活動を行っているとのことご回答ありがとうございます。また、札幌市が配布した冊子「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」中学3年生向け「心のバリアフリーガイド・中学生用」の活用や、人権擁護委員の啓発活動なども、札幌市のすべての小中高で活用することを望みます。札幌市内の児童、生徒と保護者、教職員等が正しく学ぶことで差別や偏見がなくなり、学校では先生方が児童・生徒ひとりひとりの精神的変調に早期に気づき、子どもの相談に適切に対応し外部と連携を図り支援に結びつくことを求めます。また児童・生徒がピアサポーターや就労支援事業所等で、精神障がい者と触れ合う機会を設けることも、障がいに対する理解を深められるものと考え継続して要望いたします

(回答)

札幌市では、小学4年生向け「心のバリアフリーガイド・わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド・中学生用」を対象学年全員に配布しているほか、令和4年度から、心のバリアフリー研修において、主として小学生を対象に、親子で楽しみながら心のバリアフリーについて学べる「親子トライアル研修」を新たに実施するなど、学齢期における、障がいのある方に対する偏見や無理解の解消に向けて、理解促進を図っているところです。

また、各学校において、障がいの有無に関わらず全ての子どもの学びが保障されるという視点に立ち、合理的配慮の提供に資することができるよう「札幌市学校職員における対応要領」及び「別冊取組集」を作成・配付するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修等において障害者差別解消法に係る具体的な事例を取り上げるなど、引き続き内容の充実を図ってまいります。

今後も、あらゆる差別や偏見をなくし、多様性を認め合い支え合う「人間尊重の教育」の充実に向けて教職員研修の充実に努めてまいります。

保) 障がい保健福祉部 (計画) 教) 学校教育部

- 
7. 精神障がい者に対する公共交通機関（JR/バス）の運賃割引実施に向けて、身体障がい者、知的障がい者と同様に割引制度の適用対象にさせていただけますよう、引き続き交通事業者への働きかけ、並びに財政支援のご検討をお願い致します。  
また、地下鉄を利用する際に券売機等を経由せず「記名サピカ」でも直接乗車できるよう使いやすい方法の導入か、あるいは「福祉割引サピカ」への変更をお願い致します。

（理由）

札幌市の障がい者交通費助成制度が各政令指定都市と比較し高い水準となっていることに改めて心から感謝申し上げます。

昨年、運賃割引について、札幌市は現在実施している交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況とのご回答をいただきましたことは大変残念でした。

JR やバスの割引が現在でも障がい者に適用されていない現状を、障害者差別解消法の観点からも、札幌市が前向きに交通事業者へ働きかけ、あるいは財政支援などの検討を行っていただきたくお願い致します。加えてバス事業者が相変わらず精神障がい3級のみ割引をしない姿勢を見直してもらうよう貴市からバス事業者に強く理解と協力を求めていると思います。また、札幌市の地下鉄や市電が半額で乗車できることは、当事者や家族がとても喜んでおり感謝の声がたくさん届いております。ほんとうにありがとうございます。

昨年のご回答では、「記名 SAPICA」による直接乗車での割引適用は技術的に不可能とのこと。運賃割引や地下鉄を利用する際の利便性につきましては、身体障がい者3・4級、知的障がいBの人には交付されている「福祉割引サピカ」への切り替えを、今年度も引き続き要望してまいります。

---

（回答）

<運賃割引について>

運賃割引については、各交通事業者の判断と負担において実施されているものであることから、札幌市が現在実施している障がいのある方の交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況です。

札幌市としましては、精神障がいのある方にも運賃割引が適用されるよう、引き続き各交通事業者に理解と協力を求めてまいります。

<地下鉄の利用について>

記名 S A P I C A による直接乗車で割引を適用させることは技術的に不可能であり、また、地下鉄・バス・路面電車に福祉料金でご乗車いただける福祉割引 S A P I C A につきましても、バス事業者が割引を実施していないことからご利用いただけない状況となっておりますので、昨年度と同様の回答となりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

保) 障がい保健福祉部 交) 事業管理部

---